

関東自転車競技連合 規約

平成12年4月1日改正

(名称)

第1条 本会は、関東自転車競技連合と称し、事務局を東京都内に置く。

(組織)

第2条 本会は、関東地域（東京都・埼玉・群馬・栃木・茨城・千葉・神奈川・新潟・山梨の各県）における自転車競技連盟をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、関東地域内における自転車競技の普及発展を図り、加盟車連間の連携と親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一、自転車競技に関する研究に努め、建議並びに諸計画を立案推進し競技の指導啓蒙に当る。
- 二、関東自転車競技選手権大会並びに関東地域自転車道路競走大会を開催し、関東地域における自転車競技の記録を公認する。
- 三、日本自転車競技連盟または、その他の関係団体が主催するブロック大会及び全国大会に、代表選手と監督を選考決定する。
- 四、加盟団体が主催する競技会に、選手を斡旋派遣する。
- 五、その他、本会の目的達成に必要な事業。

(役員構成)

第5条 本会の役員は、加盟団体より推薦された一都県あたり2名の委員をもって構成し、委員の互選により次の役員を選任する。

但し、会長は、学識経験者より推薦することができる。

- 一、会長 1名
- 二、副会長 若干名
- 三、委員長 1名
- 四、常任委員 若干名（内1名は、会計担当）
- 五、監事 2名以内（委員外から選出する）
- 六、各加盟団体長は、大会の顧問に推薦するほか、特に本会に功績のあった者を、顧問、参与に委嘱することができる。
- 七、本会の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 八、本会には、役員のほか事務局長を置くことができる。

(役 務)

第6条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 委員長は会長及び副会長を補佐し、本会の業務を処理する。
4. 常任委員は、本会の会務について企画立案し執行する。
5. 委員は、委員総会において本会の重要事項について審議決定する。
6. 監事は、本会の財務について監査する。

(会 議)

第7条 本会の会議は、すべて会長が招集し議長となる。

2. 会議は二分の一以上の出席により成立する。
3. 委員総会は、原則として年1回開催するものとし、委任状による出席を認める。

(経 費)

第8条 本会の経費は、次の資産をもって支弁する。

- 一、加盟団体の分担金
 - 二、事業収入
 - 三、寄付金その他の収入
2. 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
 3. 会計は、委員総会に報告するものとする。

(規定外運用)

第9条 前期各条に規定した以外の運用については、日本自転車競技連盟の諸規則を準用し、該当する事項がないときは、委員総会において協議決定する。

(附 則)

1. この規約は、昭和60年6月14日に一部改正する。
2. この規約は、平成 8年1月27日に一部改正する。
3. この規約は、平成10年4月 1日に一部改正する。
4. この規約は、平成12年4月 1日に一部改正する。